

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		特定の用途に供する重油、天然ガス、石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(国税15)(石油石炭税:外)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>苛性ソーダ製造業を営む者(当該苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者を含む。)が自家発電(苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。)の用に供する重油、天然ガス、石炭について、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例(以下、「温暖化対策税」という。)が適用されないもの。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>本制度の適用期限を3年間延長</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第90条の3の3 租税特別措置法第90条の3の4</p>
5	担当部局		経済産業省 製造産業局 素材産業課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯		平成24年度 創設 平成26年度 3年間延長 平成29年度 3年間延長及び拡充
8	適用又は延長期間		3年間(令和2年度～令和4年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>苛性ソーダ製造に係る国際的なイコールフットिंगの確保し、国内製造業者の国際競争力を維持することにより、我が国産業の基盤を支える苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>苛性ソーダは、紙・パルプ製造、アルミニウム精錬等の幅広い産業で不可欠な基礎化学品の1つである。また、強アルカリ性という化学的性質から工場からの酸廃液の中和剤、洗浄剤、消毒・殺菌剤として用いられており、これらの用途は製造業に限らず需要の裾野が広い。ため、国内で苛性ソーダを低廉かつ安定的に供給することが重要である。</p> <p>また、諸外国では、苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化対策関係の課税はなされていないことから、我が国でも同様の税制措置により、国際的なイコールフットिंगを確保し国際競争力を維持することが必要である。</p>

		② 政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 ものづくり																																																																					
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 温暖化対策税の軽減措置を図ることにより、苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットイングを確保する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットイングを確保することにより、日本企業の苛性ソーダの国際競争力を維持・強化し、もって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。</p>																																																																					
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用件数及び適用数量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">石炭</th> <th colspan="2">重油</th> <th colspan="2">天然ガス</th> </tr> <tr> <th>適用社数</th> <th>適用数量</th> <th>適用社数</th> <th>適用数量</th> <th>適用社数</th> <th>適用数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>28年度</td> <td>7</td> <td>1,873,400</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>29年度</td> <td>6</td> <td>1,839,900</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>30年度</td> <td>9</td> <td>2,121,234</td> <td>2</td> <td>39,391</td> <td>3</td> <td>35,529</td> </tr> <tr> <td colspan="7">以下は見込み</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>9</td> <td>2,121,234</td> <td>2</td> <td>39,391</td> <td>3</td> <td>35,529</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>9</td> <td>2,121,234</td> <td>2</td> <td>39,391</td> <td>3</td> <td>35,529</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>9</td> <td>2,121,234</td> <td>2</td> <td>39,391</td> <td>3</td> <td>35,529</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>9</td> <td>2,121,234</td> <td>2</td> <td>39,391</td> <td>3</td> <td>35,529</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:社、トン、kl)</p> <p>※算出根拠については、別紙1参照。 ※苛性ソーダ製造業を営む者(当該苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者を含む。)が自家発電の用に供したものに限り。 ※平成30年度から重油、天然ガスについても対象に。石炭と重油、石炭と天然ガスに重複する会社1社ずつ存在する。</p>		石炭		重油		天然ガス		適用社数	適用数量	適用社数	適用数量	適用社数	適用数量	28年度	7	1,873,400	—	—	—	—	29年度	6	1,839,900	—	—	—	—	30年度	9	2,121,234	2	39,391	3	35,529	以下は見込み							令和元年度	9	2,121,234	2	39,391	3	35,529	令和2年度	9	2,121,234	2	39,391	3	35,529	令和3年度	9	2,121,234	2	39,391	3	35,529	令和4年度	9	2,121,234	2	39,391	3	35,529
	石炭		重油		天然ガス																																																																			
	適用社数	適用数量	適用社数	適用数量	適用社数	適用数量																																																																		
28年度	7	1,873,400	—	—	—	—																																																																		
29年度	6	1,839,900	—	—	—	—																																																																		
30年度	9	2,121,234	2	39,391	3	35,529																																																																		
以下は見込み																																																																								
令和元年度	9	2,121,234	2	39,391	3	35,529																																																																		
令和2年度	9	2,121,234	2	39,391	3	35,529																																																																		
令和3年度	9	2,121,234	2	39,391	3	35,529																																																																		
令和4年度	9	2,121,234	2	39,391	3	35,529																																																																		
		② 適用額	<p>平成28年度:1,255百万円 平成29年度:1,233百万円 平成30年度:1,479百万円 (以下は見込み) 令和元年度:1,479百万円</p>																																																																					

		<p>令和 2 年度:1,479 百万円 令和 3 年度:1,479 百万円 令和 4 年度:1,479 百万円 ※算出根拠については、別紙 1 参照</p>																																																																					
③	減収額	<p>○減収額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">石炭</th> <th colspan="2">重油</th> <th colspan="2">天然ガス</th> </tr> <tr> <th>適用 件数</th> <th>減収額</th> <th>適用 件数</th> <th>減収 額</th> <th>適用 件数</th> <th>減収額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28 年度</td> <td>7</td> <td>1,255</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>6</td> <td>1,233</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年度</td> <td>9</td> <td>1,421</td> <td>2</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td colspan="7">※以下は見込み</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>9</td> <td>1,421</td> <td>2</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度</td> <td>9</td> <td>1,421</td> <td>2</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度</td> <td>9</td> <td>1,421</td> <td>2</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度</td> <td>9</td> <td>1,421</td> <td>2</td> <td>30</td> <td>3</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位:社、百万円)</p> <p>※算出根拠については、別紙 1 参照</p>		石炭		重油		天然ガス		適用 件数	減収額	適用 件数	減収 額	適用 件数	減収額	平成 28 年度	7	1,255	—	—	—	—	平成 29 年度	6	1,233	—	—	—	—	平成 30 年度	9	1,421	2	30	3	28	※以下は見込み							令和元年度	9	1,421	2	30	3	28	令和 2 年度	9	1,421	2	30	3	28	令和 3 年度	9	1,421	2	30	3	28	令和 4 年度	9	1,421	2	30	3	28
	石炭			重油		天然ガス																																																																	
	適用 件数	減収額	適用 件数	減収 額	適用 件数	減収額																																																																	
平成 28 年度	7	1,255	—	—	—	—																																																																	
平成 29 年度	6	1,233	—	—	—	—																																																																	
平成 30 年度	9	1,421	2	30	3	28																																																																	
※以下は見込み																																																																							
令和元年度	9	1,421	2	30	3	28																																																																	
令和 2 年度	9	1,421	2	30	3	28																																																																	
令和 3 年度	9	1,421	2	30	3	28																																																																	
令和 4 年度	9	1,421	2	30	3	28																																																																	
④	効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 苛性ソーダ製造に係る国際イコールフットィングの確保により、国内製造業者の国際競争力の維持が継続されており、苛性ソーダの輸出比率（＝輸出量/生産量）も伸びている。 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25fy</th> <th>26fy</th> <th>27fy</th> <th>28fy</th> <th>29fy</th> <th>30fy</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>輸出 比率</td> <td>12.81</td> <td>14.17</td> <td>16.78</td> <td>13.80</td> <td>16.18</td> <td>17.09</td> </tr> </tbody> </table> <p>(日本ソーダ工業会調べ)</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 苛性ソーダ製造に係る課税環境について、国際的なイコールフットィングが図られている。引き続き本措置を継続することによって、我が国苛性ソーダの国際市場における競争環境が維持され、日本企業の苛性ソーダの国際競争力を維持・強化し、もって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する効果が得られる。 なお、苛性ソーダは、幅広い産業分野で使用され需要の裾野が非常に幅広く、また、上下水道の消毒・殺菌といった用途もあり公共の観点からも重要なものであり、本措置が廃止され国内における低廉かつ安定的な供給が維持されない場合、影響は甚大である。</p>		25fy	26fy	27fy	28fy	29fy	30fy	輸出 比率	12.81	14.17	16.78	13.80	16.18	17.09																																																							
	25fy	26fy	27fy	28fy	29fy	30fy																																																																	
輸出 比率	12.81	14.17	16.78	13.80	16.18	17.09																																																																	
⑤	税収減を是認する理由等	<p>本税制措置によって、苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化対策関係の課税がされていない諸外国との国際競争力が確保され、ひいては、国内での低廉かつ安定的な供給を確保することができる。 苛性ソーダは、幅広い産業分野で原料や反応剤等に用いられる基礎化学品の一つであるとともに、酸廃液の中和や上下水道の消毒・殺菌といった用途もあり、製造業に限らず需要の裾野が非常に幅広い。国内における低廉かつ安定的な供給の確保は、幅広い産業界に裨益するものであり、また公共の観点からも重要であるため、税収減を是認するに足る効果が認められる。</p>																																																																					

11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	諸外国では苛性ソーダ製造に係る電力に対して地球温暖化関係の課税がされていないところ、同等の措置を講じ、国際的なイコールフットディングを図ることが適切かつ有効な手段である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月